

株式会社 エフオン

証券コード：9514

第29回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年 9月26日（金曜日）
午前10時（午前 9 時30分開場）

場 所

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン 5階)

●末尾の会場ご案内図をご参照ください。

目 次

第29回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役9名選任の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第29回定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

私たちエフオングループは、森林資源の有効活用を目的として、森林経営・林業・発電・素材開発等を通じて、持続可能な社会の実現に向けて事業を展開しております。

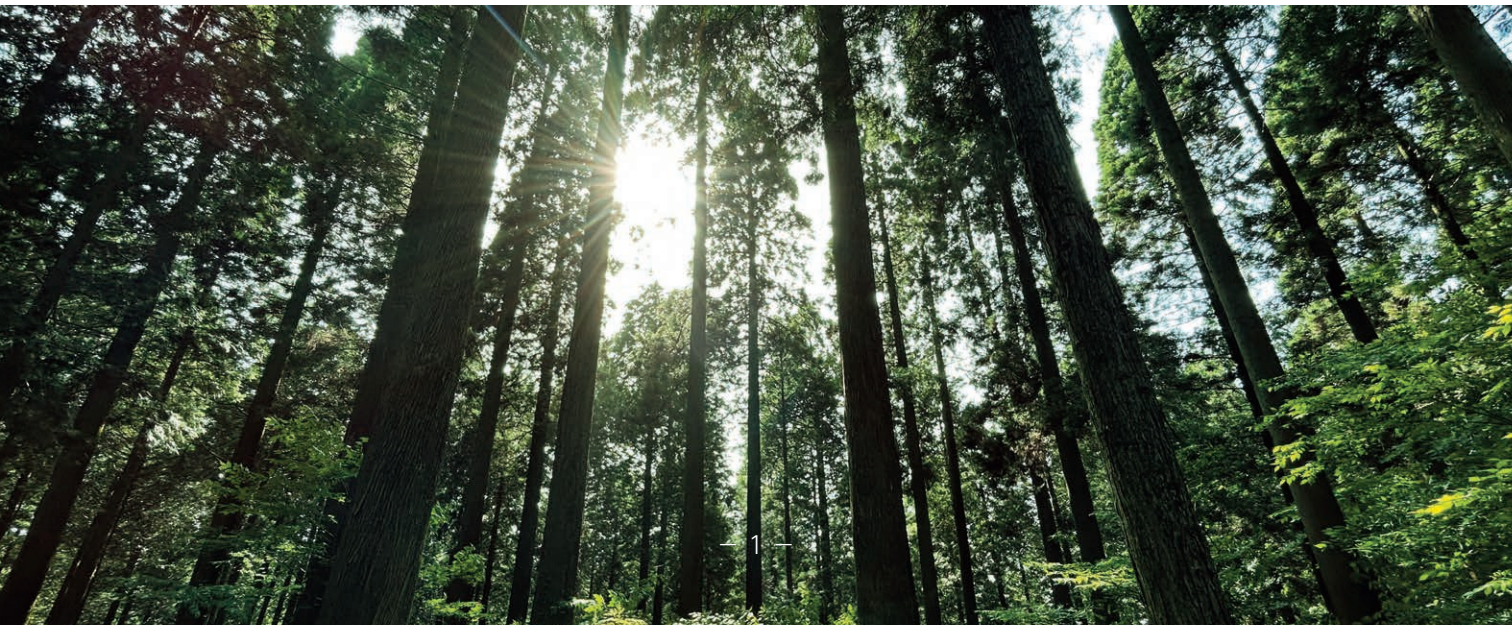
2025年6月期におきましては、エフオン新宮において燃料調達不足の状態が示現し、出力を抑制した時期が生じております。また発電用燃料の価格が引き続き高水準となり、グリーンエネルギー事業全般の収益を圧迫しましたが、前年度の水準からは改善の傾向となりました。

一方、電力小売事業では、顧客企業のコスト選好の姿勢が続いており、再エネ電気に対する需要は高まっていないものの、前年度と比較して契約件数、契約電力ともに大幅に伸長し、セグメントでの黒字化を達成しております。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社エフオン

代表取締役社長 **島崎 知格**



証券コード 9514
2025年9月5日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
株 式 会 社 エ フ オ ン
代表取締役社長 島 崎 知 格

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ef-on.co.jp/ir/library/meeting/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エフオン」又は「コード」に当社証券コード「9514」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年9月25日（木曜日）午後5時半までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を前記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1 日 時	2025年9月26日（金曜日）午前10時（午前9時半開場）
2 場 所	東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 株主総会の目的である事項	報告事項 1. 第29期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第29期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4 その他議決権の行使に関する事項	代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会において、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 1. 連結計算書類の「連結注記表」
 2. 計算書類の「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
4. ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
5. 会場には株主様のみがご入場できます。控え室のご準備はございませんのでご注意ください。
6. ご来場にあたり、車椅子のお手伝い、席やお手洗いへの誘導等が必要な株主様は、事前にご連絡（03-4500-6450）いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年9月26日（金曜日）
午前10時



書面（郵送）により議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後5時半到着分まで



インターネット等により議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月25日（木曜日）
午後5時半入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（切取線）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面（郵送）による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。また、インターネット等による方法により、複数回、議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

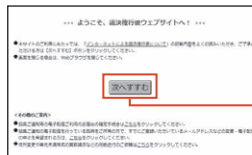
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

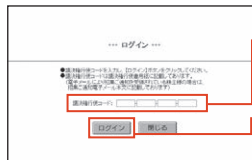
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	島 崎 知 格 再任	代表取締役社長
2	小 池 久 士 再任	常務取締役
3	藤 井 康 太 朗 再任	取締役
4	須 藤 博 再任	取締役
5	松 尾 康 行 再任	取締役
6	小 菅 喜 生 新任	—
7	佐 古 麻 衣 子 再任 社外 独立	社外取締役
8	松 村 映 子 再任 社外 独立	社外取締役
9	青 木 想 再任 社外 独立	社外取締役

＜参考＞取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

※各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

	企業経営	財務・会計・ファイナンス	コンプライアンス・リスクマネジメント	長期展望・戦略思考	サステナビリティ経営思考	当社事業マネジメント	人材マネジメント
島 崎 知 格	○	○	○	○	○	○	
小 池 久 士	○	○	○	○	○		○
藤 井 康 太 朗	○		○	○	○	○	○
須 藤 博			○	○	○	○	○
松 尾 康 行			○	○	○	○	○
小 菅 喜 生			○	○	○	○	○
佐 古 麻 衣 子	○		○	○	○		
松 村 映 子	○		○	○	○		
青 木 想	○	○	○	○	○		

候補者
番 号

1

再任

しま ざき とも ただ
島 崎 知 格
(1962年8月27日生)

所有する当社の株式数
24,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2002年 9 月 三菱証券株式会社 部長代理
2005年 6 月 当社経営企画部配属
2006年 9 月 当社取締役
2008年 5 月 当社代表取締役社長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役として、経営全般統轄の任務を通じ、豊富な経験・実績を有しており、事業経営に精通していることから、引き続きその豊富な経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

2

再任

こ いけ ひさ ひと
小 池 久 士
(1961年5月18日生)

所有する当社の株式数
51,000 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年 5 月 株式会社共立メンテナンス
管理本部グループ経営部副部長兼KMG経理センター室長
2006年10月 当社経理部長
2009年 9 月 当社取締役 財務経理部長
2011年 3 月 当社取締役 管理本部長
2011年 9 月 当社常務取締役 管理本部長
2013年10月 当社常務取締役 管理部門管掌（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、取締役として、当社管理部門において豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番 号

3

再任

ふじ い こう た ろ う

藤井 康太郎

(1964年3月26日生)

所有する当社の株式数
4,800 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月	コパル電子株式会社	営業本部南関東マネージャー
2005年4月	当社電力ビジネス事業部長	
2007年4月	当社E S C O事業部門長	
2007年10月	株式会社ヴェリア・ラボラトリーズ	常務取締役
2013年9月	同社取締役副社長	
2016年5月	当社技術統括部配属 株式会社エフバイオス出向	豊後大野事業所長
2016年9月	当社取締役	株式会社エフバイオス 豊後大野事業所長
2017年7月	当社取締役	株式会社エフバイオス 日田事業所長
2019年9月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 壬生発電所準備室室長
2020年1月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 壬生事業所長
2020年6月	当社取締役	電力企画部長
2020年7月	当社取締役	電力事業部長
2022年6月	当社取締役	電力事業部長兼サステナビリティ推進準備室長
2022年12月	当社取締役	電力事業部長（現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、省エネルギー事業や電力事業に精通しており、同分野において豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

4

再任

す と う ひ ろ し

須藤 博

(1974年8月26日生)

所有する当社の株式数
300 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年9月	協和木材株式会社	山林部副部長
2016年11月	同社東京営業所副所長	
2017年9月	株式会社エフバイオス	入社
2017年10月	同社山林部林業課	課長代理
2019年10月	同社山林事業部長	
2020年7月	同社執行役員	山林事業部長
2021年9月	当社取締役	株式会社エフバイオス 執行役員 山林事業部長
2023年9月	当社取締役	株式会社エフバイオス 取締役 山林事業部長 （現任）

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、山林事業に精通しており、当社の連結子会社である株式会社エフバイオスの執行役員及び山林事業部長として豊富な経験・実績を有していることから、引き続き職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

5

再任

まつ お やす ゆき
松 尾 康 行
(1975年10月9日生)

所有する当社の株式数
1,500 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年 4 月	第一電路工業株式会社	入社	
2006年 6 月	株式会社エフバイ奥斯	入社	
2011年10月	同社日田事業所	設備グループ課長	
2016年 4 月	同社豊後大野事業所	設備グループ課長	
2019年 9 月	同社日田事業所	所長代行	
2020年10月	同社日田事業所	所長	
2022年 9 月	当社取締役	株式会社エフバイ奥斯	執行役員 日田事業所長
2023年 2 月	当社取締役	株式会社エフバイ奥斯	執行役員 新宮事業所長
2023年 9 月	当社取締役	株式会社エフバイ奥斯	取締役 新宮事業所長

(現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である発電事業所長として豊富な経験・実績を有しており、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

候補者
番 号

6

新任

こ すげ よし お
小 菅 喜 生
(1968年11月27日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年 4 月	株式会社栃木相互銀行 (現 株式会社栃木銀行)	入行	
1990年 5 月	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社)	入社	
2017年 1 月	エイエスサポート株式会社	執行役本部長	
2018年 9 月	株式会社エフバイ奥斯	入社	
2020年 7 月	同社燃料事業部	課長	
2022年 1 月	同社燃料事業部	課長兼白河事業所長代行	
2024年 3 月	同社燃料事業部	部長兼壬生事業所長	(現任)

【選任理由】

同氏を取締役候補者とした理由は、当社の連結子会社である発電事業所長としてまた、株式会社エフバイオスの燃料事業部長として豊富な経験・実績を有していることから、引き続きその職務経験や知見を、当社の経営に活かしていくことが期待できるものと判断したためであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番 号

7

再任

社外

独立

さ こ ま い こ
佐古 麻衣子

(1980年11月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録
2009年 1 月 霞が関法律会計事務所 入所
2013年 10月 霞が関法律会計事務所 ジュニアパートナー
2015年 3 月 桜田通り総合法律事務所 ジュニアパートナー
2018年 9 月 当社社外取締役 (現任)
2020年 2 月 桜田通り総合法律事務所 パートナー (現任)
2024年 6 月 株式会社テクノ菱和 社外取締役 (現任)

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員となる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

候補者
番 号

8

再任

社外

独立

まつ むら えい こ
松 村 映 子

(1983年5月29日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年 9 月 フューチャーアーキテクト株式会社 入社
2011年 5 月 株式会社ヘイデイ 代表取締役社長
2014年 4 月 バスケット株式会社 代表取締役社長
2015年 8 月 株式会社ストライプインターナショナル 取締役
CTO/CDO兼EC統括本部長
2017年11月 株式会社スマービー 取締役
2018年 7 月 事業家創造株式会社 取締役 (現任)
2018年11月 株式会社Photream 社外取締役
2020年10月 株式会社B R H COO
2020年10月 千葉道場株式会社 フェロー (現任)
2024年 9 月 当社社外取締役 (現任)

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、EC事業に関する知識と、自身での起業経験により豊富な知見を備えておられることから引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

あお き そう
青 木 想
(1984年9月21日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年 4 月 株式会社リクルート 入社
2016年 6 月 ジブラルタ生命保険株式会社 入社
2018年 2 月 株式会社Loveable 代表取締役社長（現任）
2019年10月 株式会社Surpass 入社 取締役
2024年 5 月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役（現任）
2024年 9 月 当社社外取締役（現任）

【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の経営企画職、営業職を経て、自身が設立した会社の取締役として数々の企業支援に携わっており、企業経営及び財務に対し豊富な経験と高い見識を備えておられることから引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐古麻衣子氏、松村映子氏及び青木想氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は佐古麻衣子氏、松村映子氏及び青木想氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。再任が承認された場合引き続き独立役員とする予定であります。
4. 佐古麻衣子氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。松村映子氏及び青木想氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 佐古麻衣子氏、松村映子氏及び青木想氏の選任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本選につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとしたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

い ず たか よし
伊 豆 隆 義
(1959年5月6日生)

所有する当社の株式数
0 株

略歴、当社における地位並びに重要な兼職の状況

1988年 4 月	弁護士名簿登録（東京弁護士会入会）
1988年 4 月	我妻・海谷法律事務所（現 海谷・江口・池田法律事務所）入所
1994年 4 月	伊豆隆義法律事務所開設
2000年12月	東京グリーン法律事務所設立に参加（現任）
2010年10月	公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事（現任）
2020年 9 月	公益財団法人日弁連交通事故相談センター評議員（現任）
2022年 6 月	公益財団法人日弁連法務研究財団事務局長（現任）
2023年 6 月	株式会社A G S 社外取締役（現任）
2025年 6 月	一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構監事（現任）

【選任理由】

同氏を社外の補欠監査役候補者とした理由は、永年にわたる弁護士としての専門的知見及び豊富な企業法務に関する知識と経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
4. 候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

事業報告 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、異常気象が常態化し農作物の収穫に影響を与えたことや継続する円安傾向から様々な物品の値上がりが続ぎ、国民生活は厳しさが増す状況が続きました。こうした中、物価上昇に応える賃上げ要求に対し大手企業を中心に賃金の上昇がみられたものの、企業の経営面ではコスト上昇分の製品・商品・サービス等への価格転嫁や人手不足の解消のほか、対米関税の先行き等から今後の業績見通しに関する不安感が増大する状況が継続しております。

当業界においては、日本卸電力取引市場の取引単価は比較的低い水準で安定的に推移いたしました。このため、市場価格連動で電力需給契約を締結している顧客は、メリットを享受することが出来ました。一方、一般需要家の電力料金については、電力価格が上昇する夏季、冬季に政府による価格激変緩和措置が実施され一定の支援が継続いたしました。このほか業界全体の流れとしては、第7次エネルギー基本計画においてエネルギー自給率の向上を目指し脱炭素電源の最大限の活用の必要から、原子力発電に対する方針を活用に転換することとなりました。しかし、原子力発電所の再稼働は容易ではなく、今後とも多くの課題を克服する必要が生ずるものと思われます。

このような状況のもと、当社の省エネルギー支援サービス事業に関しては、売上高、セグメント利益が前連結会計年度と比較してやや減少したものの、今後も引き続き顧客の要望にしっかりと応えてまいります。

グリーンエネルギー事業における発電事業においては、エフオン新宮発電所が燃料調達不足により発電出力を抑制した運転をしたことから売上高は減収となりましたが、その他の発電所の稼働状況は極めて順調に推移し利益面では大幅に改善し増益となりました。また、本セグメントのセグメント情報の内部売上高又は振替高はグループ内発電所の発電した電力のうち、親会社エフオンの電力小売事業で外部顧客あてに販売した電力の仕入れに該当するものであり、前期に比べ大幅に増加しております。

当社の営む電力小売事業では、電力販売契約数の獲得に注力し大幅に売上高を伸ばしたことで販売強化に基づく人員増強に係る販売管理費の増加を克服し収益面においても増益となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高17,599百万円（前期比0.7%増）、営業利益1,320百万円（前期比119.9%増）、経常利益1,103百万円（前期比218.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は706百万円（前期比151.2%増）となりました。

(省エネルギー支援サービス事業)

当連結会計年度においては、新規受注、継続プロジェクトの業績はやや減少したものの堅調に推移しており一定の利益水準を維持しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高では204百万円（前期比4.3%減）、セグメント利益38百万円（前期比24.5%減）となりました。

(グリーンエナジー事業)

当連結会計年度におけるグリーンエナジー事業は、エフオン新宮発電所が燃料不足による出力抑制で通常出力の約60%で稼働したことでグループ発電所全体での送電量が大幅に減少いたしました。一方、木質チップ燃料に関し燃料調達量及びコストは高い状態が継続いたしましたが、一部の発電所では前期と比較して未利用木材の調達が好転し収益改善に寄与いたしました。このほか、収益改善に寄与した項目では、エフオン日田発電所が2年連続稼働を行っておりグループ全体のメンテナンス費用の負担額が大幅に減少したこと、山林事業における伐採委託に係る費用、燃料調達に係る海上輸送費、港湾荷役費が遠方からの調達を控えたため減少しております。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で16,218百万円（前期比3.4%減）、セグメント利益1,214百万円（前期比93.5%増）となりました。

(電力小売事業)

当連結会計年度においては、顧客に販売する契約電力量の拡充に尽力し売上高を大幅に伸ばすことが出来ました。電力需給契約は毎年4月から翌年3月を契約期間とすることが多く、契約期間中の獲得は難しいため本事業セグメントを担う人員増により人件費を含めた販売管理費増加が先行し減益となっておりましたが、当連結会計年度の4月から6月において一定量の契約数が確保でき黒字化を達成いたしました。今後ともグループ発電所が発電する電力をトレーサビリティ付の非化石証書と合わせグリーン電力として顧客へ販売する取り組みを推進するとともに、販売契約電力量の拡充を推進してまいります。

当連結会計年度の本事業セグメントの業績は、売上高で3,604百万円（前期比61.9%増）、セグメント利益130百万円（前期比1,881.5%増）となりました。

各事業セグメントにおける外部取引に係る業績は下記のとおりです。
 なお、当連結会計年度より事業区分を変更しております。

(単位：百万円)

事業区別	連結売上高	連結営業利益
省エネルギー支援サービス事業	204	38
グリーンエナジー事業	13,855	1,214
電力小売事業	3,539	130
全社（共通）	－	△62
合計	17,599	1,320

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は909百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

グリーンエネルギー事業	(株)エフバイオス	林業機械設備
-------------	-----------	--------

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

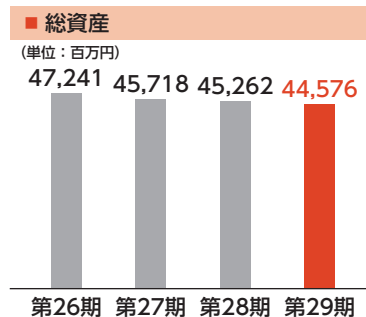
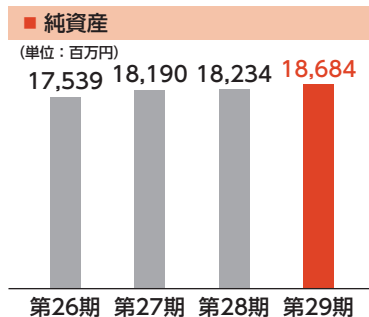
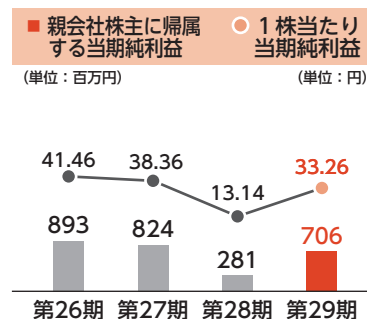
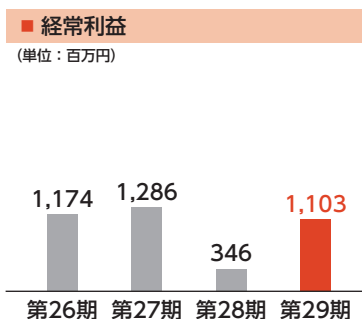
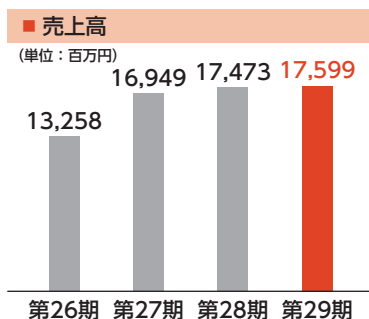
当社グループの主力事業である電力小売事業とグリーンエネルギー事業のさらなる飛躍のため、木質バイオマス発電所の安定的な高稼働と環境付加価値を含む電力販売の拡充を進めてまいります。木質バイオマス発電所運営に関しては燃料調達に係る経費の削減に努めるとともに必要量の確保により事業収益を向上させていくことが喫緊の課題と認識しています。また、収益面で苦戦している山林事業で施業地の獲得拡大及び機械化を進め、生産量の向上と経費の合理的な削減が課題であると認識しています。

このため、これらを担う専門的な人員の確保、教育、業務の実践を継続することが重要な経営課題であると認識しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第26期 (2022年6月期)	第27期 (2023年6月期)	第28期 (2024年6月期)	第29期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売上高	13,258	16,949	17,473	17,599
経常利益	1,174	1,286	346	1,103
親会社株主に帰属する当期純利益	893	824	281	706
1株当たり当期純利益	41円46銭	38円36銭	13円14銭	33円26銭
純資産	17,539	18,190	18,234	18,684
総資産	47,241	45,718	45,262	44,576



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 エ フ オ ン 日 田	495百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 白 河	441百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 豊 後 大 野	450百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 壬 生	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ オ ン 新 宮	1百万円	100.00%	木質バイオマス発電事業
株 式 会 社 エ フ バ イ オ ス	10百万円	100.00%	バイオマス燃料販売、 発電所運営受託事業
ソ レ イ ユ 日 田 株 式 会 社	10百万円	100.00%	太陽光発電所用地賃貸事業

(6) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

①省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業とは、企業等の顧客設備の省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入を支援するサービスです。顧客企業のエネルギー使用実態を調べ、省エネルギーの診断を行うとともに、診断結果に基づいて、実際の省エネルギー対策設備及びシステムの設計や施工、その後の運用までを一貫して行います。また、総合エネルギーマネジメントとして、顧客企業のエネルギー使用状況の把握、削減計画の策定、運用・設備改善の実施、削減状況の測定といったサービスのほか、再生可能エネルギーの導入支援、二酸化炭素の管理・削減のコンサルティング等のサービスを提供しております。

②グリーンエネルギー事業

グリーンエネルギー事業は、再生可能な自然エネルギーを電力に転換する事業です。二酸化炭素の排出削減等の社会的な環境改善ニーズに対応し、再生可能エネルギーの中で特に木質バイオマス（注）をエネルギー源とした環境価値の高い発電所の開発、建設及び運営を行います。当社グループでは、現在、F I Tの設備認定を受けたエフオン日田、エフオン豊後大野、エフオン壬生、エフオン新宮の木質バイオマス発電所が稼働しております。なお、2023年1月よりエフオン白河がF I P制度（フィードインプレミアム（Feed-in Premium））に移行しております。木質バイオマス発電所の運営及び木質バイオマス燃料供給に関しては、その専門会社としてエフバイオスが当たり、廃木質材や森林資源の有効活用を通じてグリーンエネルギー事業の中核を担っております。

（注）木質バイオマス

バイオマスとは、生物資源（b i o）の量的（m a s s）を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」とされています。

木質バイオマスは、樹木に由来する有機物であって、エネルギー源として利用できるものをいいます。当社グループが手掛ける新エネルギーによる発電事業は、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材や、建築解体現場から排出される建築廃材等を、選別、破砕した木質チップを発電用燃料とするものです。バイオマス資源は、植物が光合成によって空気中の二酸化炭素を取り込んで成長するため、バイオマスの燃焼により放出される二酸化炭素は、地球規模において二酸化炭素のバランスを崩さない「カーボン・ニュートラル」であるとされています。また、バイオマス資源は、石油などの化石燃料とは違い、適正な管理を行えば半永久的に枯渇することなく利用可能な「再生可能資源」として注目されています。

③電力小売事業

電力小売事業は、電力の需要と供給を最適化しエネルギーの社会全体の効率性を改善することを目的として、電力の小売及び市場取引を行う事業です。当社グループの木質バイオマス発電所で発電された環境負荷の低い電力を顧客に供給しております。

(7) 主要な営業所及び工場（2025年6月30日現在）

当 社	本 社：東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	
子 会 社	(株)エフオン日田	：大分県日田市
	(株)エフオン白河	：福島県白河市
	(株)エフオン豊後大野	：大分県豊後大野市
	(株)エフオン壬生	：栃木県下都賀郡壬生町
	(株)エフオン新宮	：和歌山県新宮市
	(株)エフバイオス	：東京都千代田区
	ソレイユ日田(株)	：大分県日田市

(8) 使用人の状況（2025年6月30日現在）

企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
省エネルギー支援サービス事業	1名	－
グリーンエナジー事業	256名	9名増
電力小売事業	11名	3名増
全社（共通）	16名	1名増
合計	284名	13名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況（2025年6月30日現在）

借入先	借入金残高（単位：百万円）
株式会社三井住友銀行	6,056
株式会社日本政策金融公庫	4,665
株式会社三菱UFJ銀行	3,742
株式会社みずほ銀行	2,441
株式会社横浜銀行	1,651

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 : 69,840,000株
- ② 発行済株式の総数 : 21,635,144株
- ③ 株主数 : 9,201名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本テクノ株式会社	7,049,280株	32.58%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,885,700株	8.72%
株式会社UH5	1,601,700株	7.40%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	976,200株	4.51%
光通信株式会社	452,300株	2.09%
CACEIS BANK, LUXEM BOURG BRANCH / UCITS-FULL TAX	282,600株	1.31%
株式会社UH Partners 2	264,200株	1.22%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	244,900株	1.13%
安部 貢	142,600株	0.66%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	138,560株	0.64%

（注）株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する976,200株には「株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式が479,500株含まれております。

3 会社役員の状況

(1) 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	島 崎 知 格	
専 務 取 締 役	長 澤 睦	技術統括部長兼環境エネルギー部長
常 務 取 締 役	小 池 久 士	管理部門管掌
取 締 役	藤 井 康 太 朗	電力事業部長
取 締 役	須 藤 博	株式会社エフバイオス 取締役 山林事業部長
取 締 役	松 尾 康 行	株式会社エフバイオス 取締役 新宮事業所長
取 締 役	佐 古 麻 衣 子	桜田通り総合法律事務所 パートナー、株式会社テクノ菱和 社外取締役
取 締 役	松 村 映 子	事業家創造株式会社 取締役、千葉道場株式会社 フェロー
取 締 役	青 木 想	株式会社Loveable 代表取締役社長、株式会社アルバイトタイムス 社外取締役
常 勤 監 査 役	矢 田 真 一	
監 査 役	望 月 英 仁	望月公認会計士事務所所長、望月税理士事務所所長
監 査 役	牧 浦 秀 治	

- (注) 1. 取締役佐古麻衣子氏、取締役松村映子氏及び取締役青木想氏は、社外取締役であります。
2. 監査役望月英仁氏及び監査役牧浦秀治氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役矢田真一氏は、これまでの社外取締役としての経験や、大手金融機関での職務により培われた専門的知識を有しております。
監査役望月英仁氏は、公認会計士・税理士として企業経営に精通しており、会計、税務に関する相当程度の知見を有し、また監査役としての豊富な知識と経験を有しております。
監査役牧浦秀治氏は、事業経営者としての経験と当社の事業基盤である発電事業に係る技術的知見を有しております。
4. 当社は取締役佐古麻衣子氏、取締役松村映子氏及び取締役青木想氏、監査役望月英仁氏及び監査役牧浦秀治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社及び当社子会社の社外取締役並びに監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補償する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容で更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で取締役会に委任された代表取締役社長が各個別面談の上、経済情勢、当社の業績、各々の経営能力、貢献度、支給実績等を総合的に考慮して当社役員に求められる役割と職責に相応しい報酬額を算定し、取締役会において審議・決定する。取締役会は報酬額の妥当性、公平性、透明性を重視して吟味、審査を行い報酬額の決定に関する監督を実施する。報酬等を与える時期又は条件については、取締役会で決議するものとする。

また、取締役の報酬等は月額固定報酬であり、賞与、業績連動型報酬、退職慰労金等の報酬制度は採用しない。

なお、当社の監査役の個人別の報酬等については、株主総会において決議された金額の範囲内で監査役の協議によって決定する。

② 非金銭報酬等に関する方針等

当社は、2021年9月28日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度「株式交付信託」を導入することを決議しました。

・株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される制度です。

・具体的には1事業年度あたり80,000ポイント（80,000株）を上限として、事業年度ごとに各取締役に対し役位を勘案して定まる数のポイントが付与され、退任時に累積したポイント数に応じた当社株式及び時価換算した金額相当の金銭が給付されます。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)	
			基本報酬	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4)	175 (8)	149 (8)	26 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	20 (6)	20 (6)	—
合 計 (うち社外役員)	13名 (6)	196 (14)	170 (14)	26 (一)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2024年9月27日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 非金銭報酬等の内容は当社株式であり、割当ての際の条件等は「(4) 取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分は40百万円以内）と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。また、金銭報酬とは別枠で2021年9月28日開催の第25回定時株主総会において株式報酬制度の導入を決議いただいております。株式報酬の額は、対象事業年度で144百万円を上限とし、1事業年度あたり80,000ポイント（1ポイント＝1株）を上限としております（社外取締役は付与対象外）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

5. 監査役の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第22回定時株主総会において年額40百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑤ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役佐古麻衣子氏は、桜田通り総合法律事務所のパートナー、株式会社テクノ菱和の社外取締役を兼務しております。なお、当社と桜田通り総合法律事務所、株式会社テクノ菱和との間に取引関係はありません。
- ・取締役松村映子氏は、事業家創造株式会社の取締役、千葉道場株式会社のフェローを兼務しております。なお、当社と事業家創造株式会社、千葉道場株式会社との間に取引関係はありません。
- ・取締役青木想氏は、株式会社Loveableの代表取締役社長、株式会社アルバイトタイムスの社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社Loveable、株式会社アルバイトタイムスとの間に取引関係はありません。
- ・監査役望月英仁氏は、望月公認会計士事務所、望月税理士事務所の所長を兼職しております。なお、当社と望月公認会計士事務所、望月税理士事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	活 動 状 況
取締役	佐 古 麻 衣 子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割に関して、弁護士としての専門的知識・幅広い見識から、コンプライアンス体制の整備等について提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	松 村 映 子	当事業年度において2024年9月27日就任後に開催された取締役会10回全てに出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っています。社外取締役として期待される役割に関して、インターネットサービスやEC事業分野に対する深い知見を有しております。また、経営者としての幅広い経験や、組織マネジメントに関する高い見識から、新規事業について助言・提言を行い、事業の適正性向上に貢献しています。同また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
取締役	青 木 想	当事業年度において2024年9月27日就任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、議案の審議及び事業運営に関して発言を行っております。社外取締役として期待される役割について、上場企業の経営企画職、営業職を経て、自身が設立した会社の取締役として数々の企業支援に携わっており、企業経営及び財務に対し豊富な経験高い見識から、取締役会の実効性向上に貢献しています。また独立した立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の意思決定の妥当性確保に寄与しております。
監査役	望 月 英 仁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席、監査役会13回のうち12回に出席し、公認会計士としての専門的見地からはもとより、深い見識に基づいて高度な視野で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。
監査役	牧 浦 秀 治	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回全てに出席しました。永年にわたる大手重工業メーカーの部門責任者及び事業経営者としての経験や技術的知見に基づいて多角的な視点で監査を行い、取締役会及び監査役会を含め、適切な機会に必要な応じて発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

- (注) 1. 当社の連結子会社で会計監査人と監査契約などを締結している会社はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関連部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の徴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠の妥当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任するものといたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に付議いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は会社法等の法令で求められる業務の適正を確保するための体制を整備するための「基本方針」を2006年5月15日開催の取締役会において決議しております。会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の施行により「基本方針」を2015年5月7日開催の取締役会にて以下のとおり改定いたしました。当社グループの定める内部統制に関する「基本方針」の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制に関する当社グループの取り組み

当社グループは、本基本方針に従い、会社法及び会社法施行規則が定めるところの株式会社の業務の適正を確保するための体制、金融商品取引法が定めるところの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制、その他企業価値の維持向上を図るための体制（以下、総称して「内部統制システム」という）を整備する。

当社グループは、代表取締役社長を中心として、取締役及び使用人（以下「役職員」という）全員で内部統制を推進していくとともに、内部統制委員会を設置し、内部統制システムが有効に機能するように努める。

Ⅱ. 内部統制システムの整備に関する基本方針

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令・定款及び社会規範（以下「法令等」という）を遵守した行動の基準とするため、関係部署の管理のもとで規則・規程等の整備・運用を図る。
- ② 法令等遵守に係る事項につき、関連規則・規程等の浸透を図り、役職員の啓蒙に努める。
- ③ 法令等に照らし疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、ヘルプラインを設置・運営し、法令違反等の不正行為を早期に発見するとともに、通報した使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。
- ④ 当社グループは、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的な勢力に対しては、組織として毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との取引や資金提供などの一切の関係を遮断する。

(ii) 職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、各々の業務執行又は意思決定における判断基準・判断理由を明確にするため、その職務執行に係る情報を記録する。当社グループは、法令等及び関連諸規則に従い、所定の部署がこれを適切に保管し、取締役及び監査役の迅速な職務遂行のために常時閲覧可能な体制を整える。
- ② 使用人の職務遂行に係る情報についても、法令等及び関連規則等に従い、取締役の職務執行に係る情報と同様に取り扱うものとする。
- ③ 当社グループは、情報漏洩防止のため、社内情報の取扱い並びに文書及び電磁的記録の保管方法を定め、セキュリティを万全なものとする。
- ④ 情報管理責任者及び関係部署は、連携して適時適切な情報開示に努める。

(iii) 損失の危険を管理する規程その他の体制

- ① 内部統制委員会は、リスクに関する規程に従い、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ② 役職員は、有形無形を問わず、当社グループの資産の取得・使用・処分の各段階におけるフローを確立し、資産の保全に努める。

- (iv) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、業務執行取締役の管掌責任の明確化を図るため、各業務執行取締役の管掌業務を定める。
 - ② 業務執行取締役は、代表取締役社長諮問機関である経営会議を定期的に開催し、事業活動の統合調整と業務執行の意思統一を図る。
 - ③ 当社グループは、役職員の職務の執行の効率化を図るため、職務権限及び意思決定ルールを策定し、各部署の業務分掌を明確にする。
- (v) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社管理規程など関連規則等を制定し、グループ全体の状況を常時把握する部署を当社内に設置して財産の状況及びその他の重要事項を取締役に報告するなど、子会社管理制度の確立を図る。
 - ② 当社グループは、業務フロー、会計システム等を含め、連携して制度の統一化を図る。
 - ③ 当社グループの各監査役間の連携を図り、必要に応じて情報交換・意見交換を行う。
 - ④ 内部監査室は、当社グループの業務の執行状況について、定期的に監査を行う。
- (vi) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 代表取締役は監査役会からの職務を補助すべき使用人設置の要求に対しては、監査役会と監査の実効性の確保の観点から協議の上、使用人を配置する。
 - ② 監査役を補助すべき使用人は専任とし、監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - ③ 監査役を補助すべき使用人の任命・人事異動・人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (vii) 当社グループの役職員が当社監査役会又は当社監査役への報告に関する体制
- ① 当社グループの役職員は、当社若しくは当社連結子会社に著しい損害を与える事実又はその恐れが発生、法令違反等の不正行為、その他これらに準ずる事実又はその恐れが発生について、当社監査役に遅滞なく報告をする。また、当社グループの役職員からかかる報告を受けた者は、当該報告を受けた内容を当社監査役に遅滞なく報告をする。

- ② 監査役は、当社グループの役職員に対し、必要に応じた業務執行内容の報告、説明又は資料提出等を求めることができる。
- ③ 内部監査室は、当社監査役に内部監査の結果を報告する。
- ④ 監査役への報告をした役職員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないようにする。

(viii) 監査役の職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる合理的な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(ix) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的開催される代表取締役社長との意見交換会、当社グループが保有する設備の見学等により、当社グループの最新情報を取得することができる。
- ② 監査役は、当社グループの最新の状況を把握するために、定期的に社内会議に出席し、また必要に応じて当社グループの役職員に意見交換及び情報提供を求めることができる。
- ③ 監査役は、その職務の遂行に必要な場合に、弁護士・公認会計士・税理士等の外部専門家から意見を求めることができる。

(x) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは、有識者と連携の上、関係諸法令、関連諸規程及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、会社の財政状態及び経営成績に関し真実の報告を行う。
- ② 当社グループは、金融庁策定『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準』等に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な事項を実施する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、2015年5月7日付当社取締役会において決議した「内部統制基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、「内部統制基本方針」に規定されている内部統制委員会は代表取締役社長を委員長として当事業年度において3回開催され、事業年度末には常勤監査役が出席の上、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を会社運営における重要課題の一つと認識しております。安定配当の継続をベースとした上で、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本指針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金は、1株につき8円の配当を実施することといたしました。

なお、内部留保資金につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していきたいと考えております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I.流動資産	9,616	I.流動負債	5,340
現金及び預金	5,765	買掛金	1,474
売掛金	2,119	一年内返済予定長期借入金	2,108
貯蔵品	1,037	未払金	653
未収消費税	90	未払法人税等	318
繰延消費税	29	賞与引当金	37
その他	574	メンテナンス費用引当金	500
II.固定資産	34,960	その他	247
1.有形固定資産	33,982	II.固定負債	20,551
建物及び構築物	10,337	長期借入金	19,926
機械装置及び運搬具	17,961	株式給付引当金	117
工具、器具及び備品	63	繰延税金負債	507
土地	4,161	負債合計	25,891
立木	1,149	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	309	I.株主資本	18,684
2.無形固定資産	759	資本金	2,292
電気供給施設利用権	755	資本剰余金	1,292
その他	4	利益剰余金	15,351
3.投資その他の資産	218	自己株式	△251
繰延税金資産	55	純資産合計	18,684
その他	162		
資産合計	44,576	負債純資産合計	44,576

連結損益計算書 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,599
売上原価		15,375
売上総利益		2,223
販売費及び一般管理費		902
営業利益		1,320
営業外収益		
受取利息	37	
作業くず売却益	4	
補助金収入	110	
助成金収入	5	
還付加算金	1	
固定資産売却益	7	
その他	14	179
営業外費用		
支払利息	299	
支払手数料	5	
デリバティブ評価損	68	
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
その他	22	396
経常利益		1,103
税金等調整前当期純利益		1,103
法人税、住民税及び事業税	237	
法人税等調整額	159	396
当期純利益		706
親会社株主に帰属する当期純利益		706

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書
(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	2,292	1,292	14,817	△168	18,234	18,234
当期変動額						
剰余金の配当			△173		△173	△173
親会社株主に帰属する 当期純利益			706		706	706
自己株式の取得				△82	△82	△82
自己株式の処分					－	－
自己株式の消却			△0	0	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	533	△82	450	450
当期末残高	2,292	1,292	15,351	△251	18,684	18,684

計算書類

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I.流動資産	5,573	I.流動負債	1,004
現金及び預金	1,598	買掛金	525
売掛金	598	一年内返済予定長期借入金	57
前払費用	35	未払金	250
関係会社短期貸付金	2,780	前受金	0
未収入金	44	未払費用	30
繰延消費税	27	未払法人税等	46
その他	488	預り金	8
II.固定資産	7,896	賞与引当金	5
1.有形固定資産	192	メンテナンス費用引当金	21
建物	60	その他	59
機械及び装置	1	II.固定負債	1,104
車両運搬具	1	関係会社長期借入金	1,000
工具、器具及び備品	8	株式給付引当金	104
土地	56	負債合計	2,108
建設仮勘定	64	純 資 産 の 部	
2.無形固定資産	3	I.株主資本	11,360
ソフトウェア	2	1.資本金	2,292
その他	0	2.資本剰余金	1,292
3.投資その他の資産	7,700	資本準備金	1,292
関係会社株式	2,161	3.利益剰余金	8,027
関係会社長期貸付金	3,680	その他利益剰余金	8,027
関係会社長期未収入金	1,680	繰越利益剰余金	8,027
繰延税金資産	27	4.自己株式	△251
その他	151	純資産合計	11,360
資産合計	13,469	負債純資産合計	13,469

損益計算書（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		4,122
売上原価		3,428
売上総利益		693
販売費及び一般管理費		369
営業利益		323
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	396	
その他	2	425
営業外費用		
支払利息	14	
デリバティブ評価損	68	
その他	9	91
経常利益		657
税引前当期純利益		657
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	4	43
当期純利益		613

株主資本等変動計算書

(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,292	1,292	7,586	△168	11,002	11,002
当期変動額						
剰余金の配当			△173		△173	△173
当期純利益			613		613	613
自己株式の取得				△82	△82	△82
自己株式の処分				－	－	－
自己株式の消却			△0	0	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）						－
当期変動額合計	－	－	440	△82	357	357
当期末残高	2,292	1,292	8,027	△251	11,360	11,360

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月18日

株式会社エフオン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフオンの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年8月18日

株式会社エフオン
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 桐 山 武 志
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフオンの2024年7月1日から2025年6月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社の本店や発電所の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月19日

株式会社エフオン 監査役会

常 勤 監 査 役 矢 田 真 一 ㊞
社 外 監 査 役 望 月 英 仁 ㊞
社 外 監 査 役 牧 浦 秀 治 ㊞

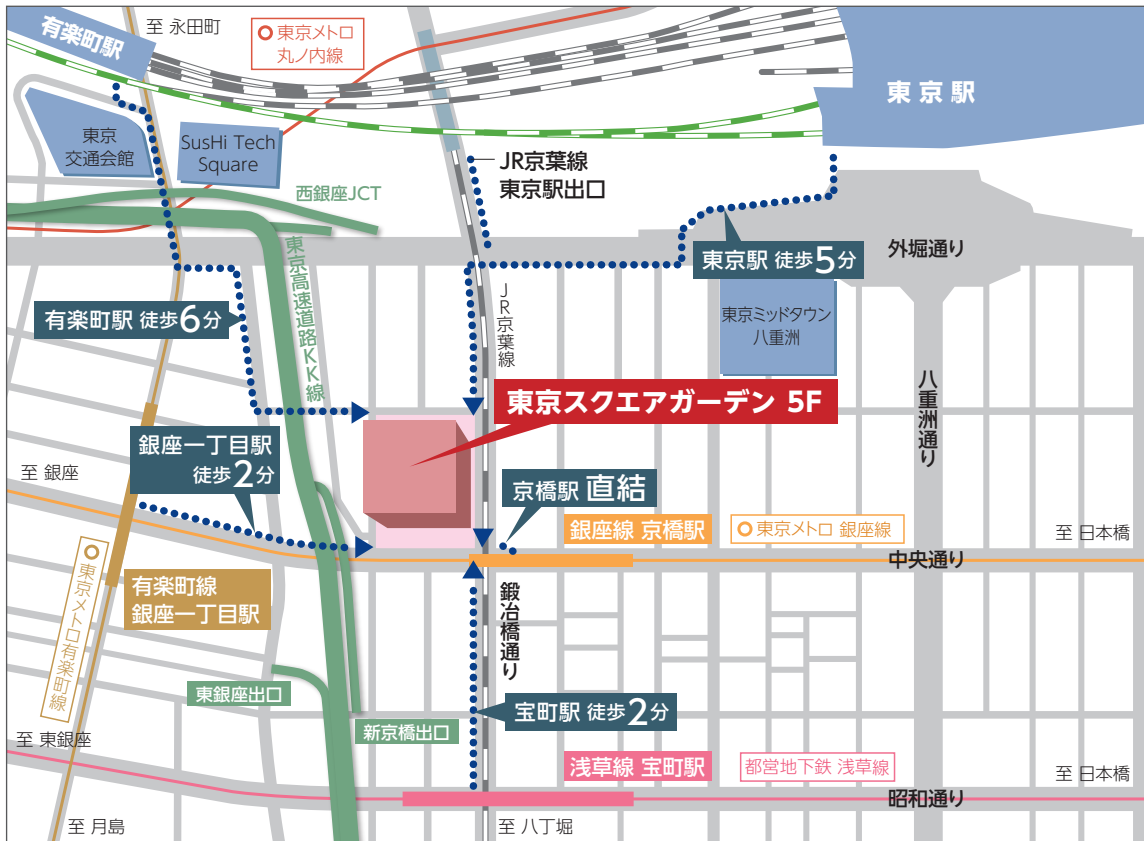
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京コンベンションホール
(東京スクエアガーデン 5階)

TEL 03-5542-1995

- ▶ 「東京駅」 徒歩 5 分
- ▶ 「銀座一丁目駅」 徒歩 2 分
- ▶ 「京橋駅」 直結
- ▶ 「有楽町駅」 徒歩 6 分
- ▶ 「宝町駅」 徒歩 2 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。